

## 船橋市地域ケア会議推進会議実施要領

(目的)

第1条 船橋市地域ケア会議推進会議（以下「会議」という。）は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターが相互連携の強化を図るとともに、日々の相談活動や訪問活動の効率的な推進及び地域ケア会議の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 会議は、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域ケア会議の情報交換
- (2) 各構成員間の情報交換
- (3) 関係団体、関係機関との連絡連携調整及びサービス体制の検討
- (4) 施設見学及び研修等
- (5) その他在宅サービスの推進に関する検討

(構成員)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 地域包括支援センター
- (2) 在宅介護支援センター

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて開催するものとする。

(参考意見等の聴取)

第5条 会議において必要があるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(その他)

第6条 個人の秘密に関する事項が検討される場合は、その取扱については十分留意しなければならない。

(事務局)

第7条 会議事務局は、健康福祉局高齢者福祉部地域包括ケア推進課内に置くものとする。

付 則

この要領は、平成8年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成10年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。